中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(平成十四年内閣府令第十二号)

違点	六章及び第七章を除く。 ) に準拠して作成する場合との主要な相	三(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 (第	(略)	加して注記しなければならない。	6 第四項の規定による中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を追	5 (略)		及び作成方法によることができる。	を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式	び作成方法は、当分の間、金融庁長官が必要と認めて指示した事項	受けるものを除く。)の提出する中間連結財務諸表の用語、様式及	則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)第九十五条の規定の適用を	おいて準用する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八十九条に	表を法の規定により提出している中間連結財務諸表提出会社(中間	4 施行日以後最初に開始する連結会計期間に係る米国式連結財務諸	1~3 (略)	附則	改 正 案
	六章を除く。) に準拠して作成する場合との主要な相違点	三 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 (第	一•二 (略)	加して注記しなければならない。	6 第四項の規定による中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を追	5 (略)	いる用語、様式及び作成方法によることができる。	て指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されて	日に終了する中間連結会計期間までの間、金融庁長官が必要と認め	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、平成二十七年九月三十	則第八十七条の規定の適用を受けるものを除く。 ) の提出する中間	る改正前の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規	る内閣府令 (平成二十一年内閣府令第七十三号) 第三条の規定によ	財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正す	表を法の規定により提出している中間連結財務諸表提出会社(連結	4 施行日以後最初に開始する連結会計期間に係る米国式連結財務諸	1~3 (略)	附則	現

- 2 -		